平成２２年（フ）第１１６号
広島市安佐北区亀崎２丁目１番75―206号
債務者　松本美代子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２００号
福岡県久留米市西町1156番地22
債務者　近藤　龍子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４９７号
福岡県久留米市小森野２丁目10番７―105号
債務者　宇野　慎二
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１８号
福岡県久留米市梅満町412番地８　フジマンション609号
債務者　市丸　宗甫
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７号
福岡県柳川市三橋町磯鳥416番地　夢コーポ５号
債務者　宮崎　篤史
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１号
福岡県八女市室岡456番地１
債務者　野中　初美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２号
福岡県筑後市大字鶴田773番地７
債務者　村上　紘一
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第３号
福岡県筑後市大字西牟田4019番地１
債務者　富安　伸也
1　決定年月日時　平成22年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第８４７号
大分市明野西１丁目１番２―423号
債務者　河野　孔明
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７７号
大分市大字木上560番地の１
債務者　東條　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５号
鹿児島県南九州市知覧町東別府2688番地
債務者　前田　　豊
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第６号
鹿児島県南九州市頴娃町郡9237番地
債務者　福元　富義
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第６号
北海道小樽市入船３丁目６番19号、前住所北海道小樽市松ケ枝２丁目11番12号
債務者　小川　広明
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７号
北海道小樽市入船３丁目６番19号、前住所北海道小樽市松ケ枝２丁目11番12号
債務者　小川　優子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第２０号
北海道苫小牧市春日町１丁目５－９　青年公寓207号室、住民票上の住所北海道苫小牧市澄川町３丁目10番19号　小林透明方
債務者　志村　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第８号
秋田県大館市南神明町11番23号、前住所秋田県大館市餌釣字大杉29番地
債務者　船木　亮太
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１４号
岐阜県美濃加茂市太田町1882番地１　小瀬木荘３Ｆ58
債務者　細江　孝茂
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部